

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立小学校及び中学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例の一部改正について

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立小学校及び中学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 大 西 一 史

熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例及び熊本市立小学校及び中学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例の一部を改正する条例

(熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 熊本市立学校の教育職員の給与に関する条例(昭和29年条例第18号)の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「養護教諭」の次に「、栄養教諭」を加える。

別表第1の1の表2級の項中「及び市立特別支援学校」を削り、「養護教諭の職務」の次に「、市立特別支援学校の教諭、養護教諭及び栄養教諭の職務」を加える。

(熊本市立小学校及び中学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例の一部改正)

第2条 熊本市立小学校及び中学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例(平成28年条例第83号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

熊本市立学校の学校栄養職員の休職の特例に関する条例

本則中「市立小学校及び市立中学校」を「市立学校」に、「市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)第1条に規定する学校栄養職員」を「学校給食法(昭和29年法律第160号)第7条に規定する職員のうち栄養の指導及び管理をつかさどる主幹教諭並びに栄養教諭以外の者」に改める。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

(提出理由)

特別支援学校に置かれる栄養教諭等に関し必要な規定の整備をするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。